

安八町告示第99号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年4月24日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年5月29日

安八町監査委員
安八町監査委員

清 伸二
碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和2年4月24日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成31年2月5日、2/5国会議員訪問の折りの旅費（大平共美分）21,990円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年8月23日付 安総第4369号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年8月23日付 安総第4370号 情報公開請求却下通知書
5. 伺い 支出命令の取り消しについて

- (平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
6. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
7. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額 175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年4月27日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成31年2月5日、2/5国会議員訪問の折りの旅費(大平共美分) 21,990円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年5月21日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年4月27日、令和2年5月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成31年2月5日（火）、安八町長（以下「町長」という。）は、平成30年3月24日に供用開始した安八スマートインターチェンジ（以下「安八SIC」という。）周辺の土地利用の推進に関する要望活動（以下「要望活動」という。）のため、東京都へ出張し岐阜県選出の国会議員を訪れた。
- (2) 町長が要望活動のため岐阜県選出の国会議員を訪れる目的は、供用開始から約1年経過した安八SICの利用状況を報告することと併せて、安八SIC周辺における土地利用に関する進捗状況の報告、又、安八SICの効果を最大限に有効活用し、安八町第五次総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げた、若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくりを実現するためには、岐阜県選出の国会議員の協力が必要不可欠だと考えていたことから、当面における安八SIC周辺の土地利用の推進に関する課題等につき積極的に意見交換することであった。
- (3) 要望活動には、安八SIC建設事業に関する実務責任者であった前建設課長と土地利用の推進事業に関する実務責任者である企画調整課長（以下「随行者」という。）が、それぞれの立場で町長を補佐するため、町長に随行した。
- (4) 町長及び随行者は、要望活動のため新幹線（岐阜羽島から東京駅までの往復路）並びに地下鉄（東京駅から岐阜県選出国会議員の事務所までの往復路）を利用して移動した。
- (5) 平成31年4月25日、(2)の目的をもって行われた要望活動のため東京都に出張した町長及び随行者に係る旅費が、安八町職員の旅費に関する条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき一般会計から支出された。
- (6) 町長は要望活動の機会を利用して(2)の目的を達成した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 条例第6条第2項 (普通旅費の種類)

鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する旨が規定されている。

2 条例第12条第1項 (鉄道賃)

鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による旨が規定されている。

3 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

4 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることができない。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「本件の出席者は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、本件の支出負担行為決議書兼支出命令書には領収書が添付されておらず旅費支出に疑義が持たれるものである。公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求では、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(1)について、その公務性を検討することとした。

地方公共団体の首長である町長の職務は一般職とは違い、勤務時間に概念がなく、土日祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範である。

町長は、総合計画に掲げるまちづくりを実現するために要望活動をしている。

なお、随行者は、安八S I C建設やその周辺における土地利用に関する行政側の実務責任者であったことから、要望活動における町長の補助的な役割を担うため随行した。

つまり、町長が同／(1)にいう要望活動をすることは、安八S I Cの効果を最大限に有効活用し総合計画に掲げたまちづくりを実現する上において岐阜県選出の国会議員の理解と協力は必要不可欠であると考えており、かつ将来にわたって総合計画に掲げた若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくりを実現するための効果が期待できることから、社会通念上の相当性が認められる。

このような事情等を総合すると、町長が要望活動をすることは総合計画に掲げた若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくりを実現するための適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、要望活動の機会を利用して、安八S I Cの効果を最大限に活用し、総合計画に掲げた若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくりを実現するため、岐阜県選出国会議員に対して、供用開始から約1年経過した安八S I Cの利用状況を報告することと併せて、安八S I C周辺における土地利用に関する進捗状況の報告、又、安八S I Cの効果を最大限に有効活用し、総合計画に掲げた、若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくりを実現するためには、岐阜県選出の国会議員の協力が必要不可欠だと考えていたことから、当面における安八S I C周辺の土地利用の推進に関する課題等につき積極的に意見交換することは、町長の職務の範囲内であり、公務であった面談に付随して支出された旅費の支出は、町に損害を与えるものではないと判断した。

これに併せて、随行者についても、要望活動における町長の補助的な役割を担うことを目的として随行していることから、町長の要望活動に随行することに付随し

て支出された本件請求についても、町に損害を与えるものではないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「安八町支出負担行為の整理区分に関する規則 別表第1「7旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが、本件の支出負担行為には「旅行命令書」は無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則で規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。また、請求書についても安八町職員の旅費支給規則に規定されている正式な様式ではなく安八町職員の旅費支給規則に従った支出でないことを付け加える。つまり、規則で規定されている「様式」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。」についてだが、これは行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。